

平成26年2月19日

日本放送協会放送受信規約の変更の認可について
(平成26年2月19日 諮問第2号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(佐藤課長補佐、関本係長)

電話：03-5253-5778

日本放送協会放送受信規約の変更の認可について

1 申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号）第64条第3項の規定に基づき、以下のとおり、日本放送協会放送受信規約（以下「受信規約」という。）の変更の認可申請があった。

（1）変更しようとする受信規約

別紙のとおり

（2）変更の概要及び理由

ア 放送受信料額の改定【第5条等】

消費税率の引上げに伴う、放送受信料額の改定を平成26年4月1日より実施するため、協会の放送受信規約について規定の整備を行うもの。

種別	支払区分	月 額	6か月前払額	12か月前払額
地上 契約	口座・クレジット	1, 260円	7, 190円	13, 990円
	継続振込等	1, 310円	7, 475円	14, 545円
衛星 契約	口座・クレジット	2, 230円	12, 730円	24, 770円
	継続振込等	2, 280円	13, 015円	25, 320円
特別 契約	口座・クレジット	985円	5, 620円	10, 940円
	継続振込等	1, 035円	5, 905円	11, 490円

イ 放送受信料口座振替利用届等の提出方法の拡充【新第6条第11項】

放送受信契約者の負担軽減を図るため、放送受信料口座振替利用届及び放送受信料クレジットカード等継続払利用申込書について、書面による提出に代えて、電話、インターネット等の通信手段を利用した所定の方法による提出が可能となるよう規定の整備を行うもの。

ウ 受信料の支払方法の拡充【第6条第9項】

継続振込等による受信料の支払いについて、クレジットカード会社以外の事業者が提供する決済サービスによる支払いが可能となるよう規定を整備するもの。

- エ 普通契約及び衛星普通契約に対する経過措置の終了【旧付則第2項】
普通契約または衛星普通契約に関する経過措置について、対象期間が平成25年3月31日で終了したため、当該措置に係る規定を削除するもの。

(3) 受信規約の変更が事業収支に及ぼす影響

今回の受信規約の変更による平成26年度における事業収支への影響は、次のとおり。

- ア 協会の会計は税抜処理を行っているため、影響を及ぼすものではない。
イからエ 影響を及ぼすものではない。

(4) 施行予定期日

平成26年4月1日

2 検討結果

協会から申請のあった受信規約の変更の内容について検討した結果は次のとおりであり、申請のとおり認可することが適当であると認められる。

ア 放送受信料額の改定

本件変更は、平成26年4月1日からの消費税率の引上げに伴い、受信料額を改定するものであるが、改定幅については税負担の適正な転嫁の範囲内となっていると認められる。また、協会は、今回の受信料額改定に当たって、視聴者に対する周知・広報を適切に実施するとしている。

したがって、国会が協会の平成26年度収支予算を承認した場合に、本件変更を認めることは妥当である。

イ 放送受信料口座振替利用届等の提出方法の拡充

本件変更は、電話やインターネット等による放送受信料口座振替利用届等の提出を可能とすることにより、徴収事務の効率化に加え、受信契約者の利便性の向上を図るものであり、妥当なものと認められる。

ウ 受信料の支払方法の拡充

本件変更は、受信料の支払方法を多様化することにより、受信契約者の利便性の向上を図るものであり、妥当なものと認められる。

エ 普通契約または衛星普通契約に対する経過措置の終了

本件変更は、経過措置が既に終了しているため、妥当なものと認められる。

「日本放送協会放送受信規約」新旧対照表

(部分は、変更部分)

新					旧				
(放送受信料支払いの義務) 第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月から第9条第2項の規定により解約となった月の前月(受信機を設置した月に解約となった放送受信契約者については、当該月とする。)まで、1の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料(消費税および地方消費税を含む。)を支払わなければならない。					(放送受信料支払いの義務) 第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月から第9条第2項の規定により解約となった月の前月(受信機を設置した月に解約となった放送受信契約者については、当該月とする。)まで、1の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料(消費税および地方消費税を含む。)を支払わなければならない。				
種別	支払区分	月 額	6か月 前払額	12か月 前払額	種別	支払区分	月 額	6か月 前払額	12か月 前払額
地上 契約	口座・クレジット	1,260円	7,190円	13,990円	地上 契約	口座・クレジット	1,225円	6,980円	13,600円
	継続振込等	1,310円	7,475円	14,545円		継続振込等	1,275円	7,270円	14,160円
衛星 契約	口座・クレジット	2,230円	12,730円	24,770円	衛星 契約	口座・クレジット	2,170円	12,370円	24,090円
	継続振込等	2,280円	13,015円	25,320円		継続振込等	2,220円	12,660円	24,650円
特別 契約	口座・クレジット	985円	5,620円	10,940円	特別 契約	口座・クレジット	955円	5,430円	10,580円
	継続振込等	1,035円	5,905円	11,490円		継続振込等	1,005円	5,730円	11,180円
<p>この表において「口座・クレジット」とは第6条第3項に定める口座振替またはクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは同条同項に定める継続振込または同条第4項に定めるその他の支払方法をいう。 2～3 (略)</p>					<p>この表において「口座・クレジット」とは第6条第3項に定める口座振替またはクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは同条同項に定める継続振込または同条第4項に定めるその他の支払方法をいう。 2～3 (略)</p>				
(多数契約一括支払に関する特例(多数一括割引)) 第5条の2 (略) 2 前項において、衛星契約の契約件数が97件、98件または99件(沖縄県の区域に居住する放送受信契約者にあつては、96件(12か月前払額である場合に限る。)、97件、98件または99件とする。)である1の放送受信契約者については、同項の規定にかかわらず、その契約件数を100件として算定した放送受信料額を支払うものとする。 3 第1項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合で、衛星契約の契約件数が9件(12か月前払額である場合で、第6条第3項第3号に定める継続振込により支払う場合に限る。)である沖縄県の区域に居住する1の放送受信契約者については、同項の規定にかかわらず、衛星契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。 4 (略)					(多数契約一括支払に関する特例(多数一括割引)) 第5条の2 (略) 2 前項において、衛星契約の契約件数が97件、98件または99件(沖縄県の区域に居住する放送受信契約者にあつては、96件(6か月前払額または12か月前払額である場合に限る。)、97件、98件または99件とする。)である1の放送受信契約者については、同項の規定にかかわらず、その契約件数を100件として算定した放送受信料額を支払うものとする。 3 第1項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合で、衛星契約の契約件数が9件(6か月前払額または12か月前払額である場合に限る。)である沖縄県の区域に居住する1の放送受信契約者については、同項の規定にかかわらず、衛星契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。 4 (略)				

<p>(団体一括支払に関する特例 (団体一括割引))</p> <p>第5条の3 別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している放送受信契約者が、免除基準の「全額免除」が適用される者を除いて15名以上まとめ、団体としてその代表者を通じ、第6条第3項に定める口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、支払区分が継続振込等の放送受信料額から、1件あたり月額200円を減じて支払うものとする。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(団体一括支払に関する特例 (団体一括割引))</p> <p>第5条の3 別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している放送受信契約者が、免除基準の「全額免除」が適用される者を除いて15名以上まとめ、団体としてその代表者を通じ、第6条第3項に定める口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、支払区分が継続振込等の放送受信料額から、1件あたり月額200円を減じて支払うものとする。<u>ただし、特別契約を締結している放送受信契約者が、12か月前払により放送受信料を支払う場合は、1件あたり年額2,420円を減じて支払うものとする。</u></p> <p>2～3 (略)</p>
<p>(放送受信料の支払方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 口座振替による支払いは、前項 <u>または第11項</u> に定める放送受信料口座振替利用届をNHKが受け付けた月の属する期の翌期以降の期分 (放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分) の放送受信料について取り扱うものとする。</p> <p>7～8 (略)</p> <p>9 放送受信料を継続振込により支払う放送受信契約者は、金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において払込む方法に代えて、<u>クレジットカード会社等に立て替えさせることによって支払うことができる。</u></p> <p>10 (略)</p> <p>11 <u>第5項の放送受信料口座振替利用届および前項の放送受信料クレジットカード等継続払利用申込書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の通信手段を利用した所定の方法により行なうことができる。</u></p> <p>12 <u>クレジットカード等継続払による支払いは、第10項または前項に定める放送受信料クレジットカード等継続払利用申込書をNHKが受理した月の属する期の翌期以降の期分 (放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分) の放送受信料について取り扱うものとする。</u></p> <p>13 (略)</p>	<p>(放送受信料の支払方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 口座振替による支払いは、前項に定める放送受信料口座振替利用届をNHKが受け付けた月の属する期の翌期以降の期分 (放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分) の放送受信料について取り扱うものとする。</p> <p>7～8 (略)</p> <p>9 放送受信料を継続振込により支払う放送受信契約者は、金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において払込む方法に代えて、<u>クレジットカードにより支払うことができる。</u></p> <p>10 (略) (新設)</p> <p>11 <u>クレジットカード等継続払による支払いは、前項に定める放送受信料クレジットカード等継続払利用申込書をNHKが受理した月の属する期の翌期以降の期分 (放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分) の放送受信料について取り扱うものとする。</u></p> <p>12 (略)</p>
<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、<u>平成26年4月1日</u> から施行する。</p>	<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、<u>平成25年6月1日</u> から施行する。</p>

<p>(削除)</p> <p>(地デジ難視対策衛星放送に関する暫定措置)</p> <p><u>2～4</u> (略)</p> <p><u>5</u> 衛星契約を締結している者が、付則第<u>3</u>項に基づき放送受信契約の種別を地上契約に変更する場合は、地デジ難視対策衛星放送により地上系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した日に第3条第2項に定める放送受信契約書を放送局に提出したものとみなす。</p> <p><u>6</u> 付則第<u>3</u>項の規定により地上契約を締結した者の受信機を設置した場所が、地デジ難視対策地域または難視聴地域でなくなった場合、当該放送受信契約者は、第1条第1項および第2項の規定に従い所定の放送受信契約を締結するものとする。</p> <p>(アナログ放送の終了に関する措置)</p> <p><u>7～8</u> (略)</p> <p><u>9</u> NHKは、付則第<u>7</u>項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、放送受信契約が終了しないものとすることができる。</p> <p><u>10</u> 付則第<u>8</u>項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」と、「受信機を設置した月に解約となった」とあるのは「受信機を設置した月にアナログ放送終了により放送受信契約が終了した」とし、付則第<u>8</u>項の規定により放送受信契約が終了した場合における放送受信料の精算については、第11条第1項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。</p> <p><u>11</u> (略)</p> <p><u>12</u> 付則第<u>8</u>項および第<u>9</u>項の定めは、前項の規定による放送受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第<u>11</u>項各号」と、「終</p>	<p>(普通契約または衛星普通契約に関する経過措置)</p> <p><u>2</u> 平成19年6月1日施行の規約の付則に定める経過措置適用者については、平成25年3月31日までの間、平成18年4月1日から平成19年9月30日までの間に施行された規約の契約種別に関する規定を適用し、放送受信料額についてはその規約に定める支払区分が口座振替等の額を適用する。ただし、放送受信料の支払方法についてはこの規約を適用し、経過措置適用者が放送受信契約の種別を変更するときも、この規約を適用する。</p> <p>(地デジ難視対策衛星放送に関する暫定措置)</p> <p><u>3～5</u> (略)</p> <p><u>6</u> 衛星契約を締結している者が、付則第<u>4</u>項に基づき放送受信契約の種別を地上契約に変更する場合は、地デジ難視対策衛星放送により地上系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した日に第3条第2項に定める放送受信契約書を放送局に提出したものとみなす。</p> <p><u>7</u> 付則第<u>4</u>項の規定により地上契約を締結した者の受信機を設置した場所が、地デジ難視対策地域または難視聴地域でなくなった場合、当該放送受信契約者は、第1条第1項および第2項の規定に従い所定の放送受信契約を締結するものとする。</p> <p>(アナログ放送の終了に関する措置)</p> <p><u>8～9</u> (略)</p> <p><u>10</u> NHKは、付則第<u>8</u>項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、放送受信契約が終了しないものとすることができる。</p> <p><u>11</u> 付則第<u>9</u>項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」と、「受信機を設置した月に解約となった」とあるのは「受信機を設置した月にアナログ放送終了により放送受信契約が終了した」とし、付則第<u>9</u>項の規定により放送受信契約が終了した場合における放送受信料の精算については、第11条第1項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。</p> <p><u>12</u> (略)</p> <p><u>13</u> 付則第<u>9</u>項および第<u>10</u>項の定めは、前項の規定による放送受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第<u>12</u>項各号」と、</p>
---	--

了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第7項の届け出」とあるのは「付則第 1 1 項の提出」と読み替えるものとする。

「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第8項の届け出」とあるのは「付則第 1 2 項の提出」と読み替えるものとする。

別表1 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき放送受信料額（第5条第2項関係）

種別	支払区分	月 額	6か月 前払額	12か月 前払額
地上 契約	口座・クレジット	1,105円	6,300円	12,255円
	継続振込等	1,155円	6,585円	12,810円
衛星 契約	口座・クレジット	2,075円	11,840円	23,030円
	継続振込等	2,125円	12,125円	23,585円

別表1 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき放送受信料額（第5条第2項関係）

種別	支払区分	月 額	6か月 前払額	12か月 前払額
地上 契約	口座・クレジット	1,070円	6,100円	11,880円
	継続振込等	1,120円	6,390円	12,440円
衛星 契約	口座・クレジット	2,015円	11,490円	22,370円
	継続振込等	2,065円	11,780円	22,930円

平成 26 年 2 月 19 日

日本放送協会平成 26 年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務
大臣の意見について
(平成 26 年 2 月 19 日 諮問第 3 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(佐藤課長補佐、関本係長)

電話：03-5253-5778

日本放送協会平成26年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

日本放送協会（以下「協会」という。）は、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法で定められている業務を着実に遂行することを通じて、国民の命・安心を守り、日本の元気をつくる公共放送としての社会的使命を果たしていくことが求められている。

このような公共放送としての社会的使命の下、協会の平成26年度の収支予算、事業計画及び資金計画（以下「収支予算等」という。）については、国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、海外情報発信の強化を目指す国際放送の充実・強化、我が国の成長戦略の牽引力として期待されるスーパーハイビジョン（4K・8K）等の先導的サービスの開発・普及、大規模災害に備えた公共放送の機能の強靱化等に向けた取組の一層の充実・強化を図ることとしており、おおむね妥当なものと認められる。

なお、収支予算等の実施にあたっては、協会の経営が国民・視聴者の負担する受信料によって支えられているとの認識の下、業務の効率化・合理化に向けたたゆまぬ改善の努力を行うとともに、国民・視聴者に対する説明責任を果たしていくことが重要である。

また、特に下記の点について配慮すべきである。

1 国内放送番組の充実

- 放送番組の編集に当たっては、我が国の公共放送としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える番組の提供等を行うとともに、我が国の文化の向上に寄与すること。
- 国民各層の中で意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の趣旨を十分に踏まえ、正確かつ公平な報道に対する国民・視聴者の負託に的確に応えること。
- 地域の再生や活性化に貢献する、地域に密着した番組の充実を図ることにより、地域からの情報発信の強化に一層努めること。
- 字幕・解説放送等については、「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」（平成24年10月2日）等を踏まえ、緊急放送時の字幕放送の実施をはじめ、一層の充実を図ること。
- 多様な放送番組が提供できるよう、適正な取引条件の確保に配慮しつつ、外部制作事業者に十分な機会を提供することで、その能力の一層積極的な活用に努めること。

2 国際放送の充実による海外情報発信の強化

- 現在、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・文化の動向を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっている。このような状況を踏まえ、我が国が正しく理解され、国際交流や成長戦略の推進に寄与するよう、国際放送の一層の充実・強化を図ること。

- 特に、テレビ国際放送の「NHKワールドTV」について、ニュース番組や我が国及び地域の実情や魅力を伝える番組の充実、受信環境の一層の整備・改善、正確な調査・分析に基づく効果的な周知広報活動の推進、インターネットの活用及び国内における視聴機会の拡大等の取組を積極的に進め、国内外における国際放送の認知度の向上及び視聴者の増加を図ること。

3 スーパーハイビジョン（4K・8K）等の積極的な推進

- 平成32年（2020年）開催の東京オリンピック・パラリンピックに向け、研究開発、パブリックビューイング等による普及促進、実用化に向けた設備投資及びコンテンツの充実等、スーパーハイビジョンに係る取組を積極的に推進し、公共放送としての先導的な役割を果たすこと。
- 平成25年度から認可を得て開始している、通信と放送の連携サービスであるハイブリッドキャストをはじめとするインターネットを活用した先進的な取組について、技術検証やサービス実証等を着実に実施し、その成果を関連民間事業者等と広く共有するなど、公共放送としての先導的な役割を果たすこと。
- 番組アーカイブ業務（NHKオンデマンド）については、平成25年度までの取組を踏まえ、更なるサービスの利便性向上、番組アーカイブの充実及び効果的な周知広報等、利用者のニーズを汲み取る取組を行うことにより、単年度黒字を着実に達成すること。

4 地上デジタル放送日本方式の国際展開の推進等

- 日本方式に係る研究開発の成果がより広くいかされることで放送技術の進歩発達に寄与する観点から、同方式の国際展開に取り組むこと。
- 我が国の成長戦略の柱の一つであり、経済的側面や文化面での交流などさまざまな効果が期待される放送コンテンツの海外展開について、現地のニーズに合致したきめ細やかな対応を行う等、戦略的かつ積極的に取り組むこと。
- 衛星による暫定対策を講じた世帯等への恒久対策等、完全デジタル化移行後の課題に着実に取り組むこと。

5 経営改革の更なる推進

- 協会の経営が国民・視聴者が負担する受信料により支えられているということを十分に自覚し、国民・視聴者に対するサービスの低下につながらないことに配慮しつつ、コスト意識を持って業務の合理化・効率化に努めること。
- 給与等について、平成25年度から開始されている「給与制度の改革」を引き続き着実に推進し、適正化に努めるとともに、国民・視聴者に対する説明責任を十分に果たすこと。
- 平成25年10月に発覚した架空発注の事案を踏まえ、同様の不祥事が今後再発しないよう、コンプライアンスのより一層の確保を図ること。

- 女性職員の割合が14.7%であることを踏まえ、女性職員の採用及び管理職への登用の拡大に努めること。
- その他、調達に係る取引の透明化・経費削減、子会社等に関するガバナンスの強化、経営・業務に係る情報公開の推進等、従来指摘してきた事項についても、引き続き取組の徹底を図ること。

6 受信料の公平負担の徹底等

- 受信料の公平負担を確保するため、効率性にも配慮しつつ、多様な手法を活用することにより、未契約者及び未払者対策を一層徹底し、支払率の向上を図ること。その際、都道府県別推計世帯支払率のうち、特に支払率の低い地域については、具体的な目標を設定して集中的な取組を実施すること。
- 平成26年4月からの消費税引上げに伴う、受信料額の改定に当たっては、周知広報を行うとともに、国民・視聴者からの問い合わせに対しても適切に対応すること。
- 視聴行動の変化や技術革新の動向等も踏まえ、公平・公正で透明性の高い受信料体系の在り方について不断の見直しを行うとともに、契約収納活動について、適切な法人委託への円滑な移行や低廉かつ安全な情報システムの運用等を通じて経費の抑制を図ること。

7 新放送センター整備計画の具体化

- 新放送センターの整備に係る費用は受信料により賄われることから、国民・視聴者の十分な理解の下で計画を進めることが重要であることを踏まえ、協会においては、今後、整備計画の具体的内容を逐次かつ速やかに明らかにすること。

8 東日本大震災からの復興への貢献と公共放送の機能の強靱化

- 東日本大震災の被災地の様子を伝えるニュースや番組の充実等を通じて、引き続き、復興に向かう被災地の取組を支援すること。
- 首都直下地震や南海トラフ地震等に備え、大阪局等への本部バックアップ機能の整備を平成26年度中に完了するとともに、緊急報道対応設備の整備の推進等の取組を通じて、大規模災害に備えた公共放送の機能の強靱化を図ること。